相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区広尾五丁目一六番地、最後の住所神奈川県小田原市小台一六二番地の一二　被相続人　亡　佐藤　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

神奈川県小田原市栄町一丁目八番一号Ｙ＆Ｙビル五―Ｂ号室　白川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　白川　秀信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区高砂五丁目六四八番地、最後の住所川崎市多摩区三田一丁目一五番地―四棟一〇一号　被相続人　亡　久坂　トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

川崎市川崎区宮本町五番地一パシフィックパレス川崎宮本町三〇二号室飯嶋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　飯嶋　光章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡富士河口湖町船津一四二五番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邉　俊男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

山梨県富士吉田市上吉田五丁目九番八号司法書士長山喜信事務所　相続財産管理人　司法書士　長山　喜信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市白山町八対野一二四番地一、最後の住所三重県津市白山町八対野一二四番地三　被相続人　亡　中嶋　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

三重県津市西丸之内三三番一四号　相続財産管理人　司法書士　藤田　卓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字七日市二四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙倉　絹代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

事務所京都府舞鶴市引土二三三番地六ダイハチビル五階　相続財産管理人　弁護士　吉本　晴樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市客坊町七〇四番地、最後の住所大阪府東大阪市長栄寺二一番二二号村野方　被相続人　亡　石田とみ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階　相続財産管理人　弁護士　阪井千鶴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市五郎丸二三〇番地、最後の住所神戸市灘区灘北通七丁目四番一三―一〇一号　被相続人　亡　中村　淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

神戸市中央区栄町通二丁目二番二号　和栄ビル五〇四号　相続財産管理人　司法書士　中村　宏二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県浅口市寄島町五二四六番地、最後の住所兵庫県三木市別所町下石野一一〇八番地　被相続人　亡　三宅　崇公

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル八階　フローラ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙本　直彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字吉備四〇六番地、最後の住所奈良県桜井市大字吉備四〇六番地　被相続人　亡　山田　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル三階　わかくさ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　谷口　宗彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市八雲台二丁目七番、最後の住所島根県松江市八雲台二丁目七番一二号　被相続人　亡　村木　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

島根県松江市乃木福富町二六八番地一二　相続財産管理人　三上　眞爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区浦安南町五一四番地一七、最後の住所岡山市南区浦安南町五一四番地一七　被相続人　亡　高村　哲郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

事務所岡山市北区富田町一丁目五番一二号　アシモ大奈ビル四階　相続財産管理人　弁護士　平井　浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市新浜町二丁目八〇二番地一〇、最後の住所香川県丸亀市津森町五九五番地西紋病院　被相続人　亡　大西　義清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

香川県三豊市高瀬町上高瀬一四九八番地　相続財産管理人　大塚　昭男

官報配信データの電子署名について

平成29年1月20日　東京都港区虎ノ門２－２－５　独立行政法人国立印刷局

1　はじめに

印刷物である官報及びインターネットでご利用される官報をご覧いただくこととは別に、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの配信データ（以下「官報データ」と言います。）に付した電子署名の検証を行う方にお知らせします。

2　証明書の処理

官報データに付した電子署名の公開鍵証明書について、定期更新により不使用となったことから失効処理を行いました。

3　失効情報

シリアル番号　00966966c0dea5a92fe4269fa29dfec4c4、失効日時　2017年１月12日　９時28分02秒、発行者　GlobalSign PersonalSign 2 CA-G2, GlobalSign nv-sa, BE、失効情報確認先　http://crl.globalsign.com/gs/gspersonalsign2g2.crl、確認可能期間　2016年９月11日　14時40分13秒まで。